

生活福祉資金貸付条件一覧（令和4年4月1日現在）

資金種類／資金の目的	貸付対象世帯●			貸付上限額	据置期間 (以内) 無利息	償還 期限	利率		
	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯						
総合支援資金	生活支援費	●	-	二人以上世帯 月額 200,000 円 単身世帯 月額 150,000 円 貸付期間3月以内 ※2	6月以内 ※3	10年	連帯保証人あり 無利息		
	住宅入居費	●	-	400,000 円			連帯保証人なし		
	※1 一時生活再建費	●	-	600,000 円			年 1.5%		
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	●	●	-	4,600,000 円	6月以内 ※3	20年	連帯保証人あり 無利息 連帯保証人なし 年 1.5%
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	-	技能を習得する期間が 6月程度 1,300,000 円 1年程度 2,200,000 円 2年程度 4,000,000 円 3年以内 5,800,000 円		8年	
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●	2,500,000 円		7年	
		福祉用具等の購入に必要な経費	-	●	●	1,700,000 円		8年	
		障害者用自動車の購入に必要な経費	-	●	-	2,500,000 円		8年	
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	5,136,000 円		10年	
		負傷又は疾病の療養に必要な経費 (健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	-	●	療養期間 1年以内 1,700,000 円 療養期間が1年を超え、1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000 円		5年	
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	介護サービス等受給期間1年以内 1,700,000 円 介護サービス等受給期間が1年を超え、1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000 円		5年	
		災害を受けたことにより返済が必要となる経費	●	●	●	1,500,000 円		7年	
		冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500,000 円		3年	
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500,000 円		3年	
		就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	500,000 円		3年	
		その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	500,000 円		3年	
緊急小口資金 ※1	●	●	●	100,000 円	2月以内 ※3	12月	無利息		
教育支援資金	教育支援費	●	-	-	高校 月額 35,000 円 高専 月額 60,000 円 短大 月額 60,000 円 大学 月額 65,000 円 ※特に必要と認める場合に限り、上記金額の1.5倍まで	卒業後 6月以内	20年	無利息	
	就学支度費	●	-	-	500,000 円				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	●	-	●	土地の評価額の7割 月額/300,000 円	契約終了後 3月	据置期間 終了後	年3%又は長期 プライムレートの いずれか低い方	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	●	-	●	居住用不動産の評価額の7割 (集合住宅5割) 月額/保護の実施機関が定めた額	契約終了後 3月	据置期間 終了後	年3%又は長期 プライムレートの いずれか低い方	

※1 原則、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とする。

※2 就職に向けた活動を継続している場合などにおいては最長12月まで貸付けを延長することができる。(原則、3月ごとに延長)

※3 災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸付けられる場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。